

会 員 各 位

一般社団法人長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
【 公 印 省 略 】

「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」について

かねてより、本会業務運営等につきましては格別なるご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」が、フロン類の排出抑制を一層強化するため、「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」に改められ、本年4月1日から施行されます。

今回の改正で、フロン類が冷媒として使用されている業務用冷凍冷蔵・空調機器の管理者（機器の所有者や使用者等）には、冷媒漏洩防止のための機器の点検、漏洩時の修理、修理なしでの充填の原則禁止、機器整備結果の記録・保存等が義務づけられ、一定量以上の冷媒の漏洩がある場合には、毎年度、国への漏洩量報告が必要となります。

つきましては、改正内容の周知について、長崎県環境部未来環境推進課長より依頼がまいっておりますので、趣旨ご理解いただきご協力下さるようお願い申し上げます。